

# 第3次野洲市障がい者基本計画及び第8期野洲市障がい福祉計画・第4期野洲市障がい児福祉計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

本要領は、第3次野洲市障がい者基本計画及び第8期野洲市障がい福祉計画・第4期野洲市障がい児福祉計画策定支援業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名 第3次野洲市障がい者基本計画及び第8期野洲市障がい福祉計画・第4期野洲市障がい児福祉計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 計画策定業務（別に配布する仕様書のとおり。）
- (3) 業務期間 契約締結日 から 令和9年3月31日 まで

## 3. 予算額

委託料の上限は 6,963,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

## 4. 実施形式 公募型

## 5. スケジュール（予定）

- 令和8年4月9日（木） 公募開始
- 令和8年4月22日（水） 質疑受付締切
- 令和8年4月24日（金） 質疑に対する回答予定
- 令和8年5月1日（金） プロポーザル参加申込書等の提出締切
- 令和8年5月8日（金） 参加資格審査結果の通知
- 令和8年5月12日（火） プレゼンテーション審査

## 6. 参加資格

- 1 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準（平成20年野洲市告示第138号）に基づく入札参加停止または野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準（平成16年野洲市訓令第33号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
  - (3) 国税、地方税を滞納していない者であること。（過去を含めて税に未納がないこと。）

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 野洲市暴力団排除条例（平成 23 年野洲市条例第 22 号）第 6 条の規定により、次のアからカの要件に該当する者でないこと。

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

2 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる書類を提出し、確認を受けた上で、当該プロポーザルに参加することができる。

なお、市の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された者または野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に登載された者は、次の（1）から（4）の書類を省略することができる。

(1) 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

(2) 個人にあつては、身分証明書

(3) 法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

(4) 個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

3 参加者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなく

なった場合は、その参加資格を失うものとする。

## 7. 質疑・応答

- (1) 提出方法 電子メールによる（様式は任意）。なお、電話での質問には応じない。
- (2) 提出期限 令和8年4月22日（水）午後3時まで（必着）
- (3) 提出先 滋賀県野洲市健康福祉部障がい福祉課
- (4) 回答方法 令和8年4月24日（金）午後5時までに本市ホームページにて回答を公開する。

## 8. 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び野洲市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ア プロポーザル参加申込書（様式1） 正本1部
- イ 委託業務実績書（様式2） 正本1部、副本7部
- ウ 業務体制報告書（様式3） 正本1部、副本7部
- ウ 企画提案書 正本1部、副本7部
- エ 参考見積書 正本1部（要封緘）

見積書は、別添「第3次野洲市障がい者基本計画及び第8期野洲市障がい福祉計画・第4期野洲市障がい児福祉計画策定支援業務委託仕様書」により作成することとし、任意の書式とするが、消費税及び地方消費税額を含めた全体の金額を明記すること。

また、各経費の内訳、積算根拠等が分かるものであること。

### (2) 提出期間及び時間 令和8年5月1日（金）午後5時まで

### (3) 提出方法

**持参又は郵送に限る。**なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。

郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

### (4) 提出先 滋賀県野洲市健康福祉部障がい福祉課

## 9. 企画提案書作成方法

企画提案書等は全てA4縦判（A3の折込みも可）で、文字は横書きとする。

なお、既存の会社パンフレット等は、上記様式以外も可とする。

## 10. 審査及び選定方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。

参加申込多数の場合は、書類選考を1次審査として実施し、2次審査のプレゼンテーション審査を受けることができる事業者を5者程度に選定する。

プレゼンテーション審査は公開で行う(審査対象事業者及びその関係者については、割り当てられた時間以外の入室は認めない。)ものとし、全ての提案事業者プレゼンテーション審査終了後、審査委員会による審査を行い、受託候補事業者及び次点事業者を選定する。

なお、審査委員による審査結果の合計点数(全審査委員の平均点数)が100点満点中60点未満である者は選外とする。

また、最低点数に到達する事業者がない場合は不調とする。

## 11. 審査結果

選定結果は、1週間以内にプレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知し、本市ホームページにて公表する。

なお、最優秀提案事業者が辞退等の際には、次点の事業者を繰り上げる。

## 12. 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(4) 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

## 13. 情報の公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例(平成16年野洲市条例第9号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

## 14. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

やむを得ない事情により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザル方式に要した費用を野洲市に請求することはできない。

### (3) プレゼンテーション

実施日 : 令和8年5月12日(火)

※ 時間帯及び場所等については、別途連絡する。

ア プレゼンテーションの時間は、1提案事業者あたり30分の時間以内(提案20分、質疑5分を基本)とし、準備・後始末を含める。

イ 説明は、事前提出した企画提案書等の内容を基本とする。

ウ 出席者は、1提案事業者あたり3名以内とし、うち1名は受託した場合における担当予定者であること。

エ プロジェクター、スクリーン以外の必要な機器については、提案事業者で用意すること。

### (4) 参加辞退の場合

参加届の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により、担当課宛に提出すること。

### (5) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が、「3. 予算額」にある額を超過した場合

### (6) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

### (7) 異議申し立て

申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

15. 問合せ先等

〒 520-2395

滋賀県野洲市小篠原2100番地1

野洲市健康福祉部障がい福祉課 障がい福祉担当 : 馬越

T E L : 077-587-6087 (直通)

F A X : 077-586-2176

Eメール : [shougaifukushi@city.yasu.lg.jp](mailto:shougaifukushi@city.yasu.lg.jp)